

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月20日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
まんのう町	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）羽間地区	まんのう町土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）春日久保地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西田井上地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下村地区	”